

目次

巻頭特集

あなたは大丈夫ですか？
高齢者に必要な“6つの備え” …… 4

1都3県 使える！ 見つかる！

2111件とつながるリスト

掲載情報の見方 …… 8

- 東京都23区 …… 9
- 東京都市部 …… 19
- 神奈川県川崎市 …… 26
- 神奈川県横浜市 …… 29
- 神奈川県相模原市 …… 34
- 神奈川県市部 …… 34
- 千葉県千葉市 …… 41
- 千葉県市部 …… 42
- 埼玉県さいたま市 …… 47
- 埼玉県市部 …… 50

ご存じですか？
介護施設の種類と特徴 …… 57

相談員のひとりごと …… 58

ご相談からご入居までの流れ …… 59

チェック！
介護にいくらかけられる？
入居予算試算表 …… 60

プライバシーポリシー …… 61

巻頭 きちんと準備して 特集 老後の不安を解消！

チェックポイントで確認しましょう あなたは大丈夫ですか？ 高齢者に必要な“6つの備え”

どなたでも年齢を重ねるにつれ、自分ひとりですべてを決めて行動することが難しくなります。いざというときに慌ててしまわないように、今のうちから老いじたくを整えておきましょう。では、実際にどんな備えが必要なのか、“街の法律家”行政書士の汲田健先生に伺ってみました。

PROFILE



行政書士キートン法務事務所代表
くみた けん
汲田 健

相続、遺言、成年後見、介護、葬儀、お墓、死後事務など高齢者の終活支援分野に精通し、積極的に取り組んでいる。行政や介護施設等での講演会も数多く行う。

決して他人ごとではない、 誰もが“おひとりさま”になりうる

総務省の調査によると、ひとり暮らしをする高齢者、いわゆる“おひとりさま”の数は約573万世帯(2013年時点)にのぼるそうです。特に単身者にとって「痴呆症になったら」「介護が必要になったら」「施設に入居することになったら」など、不測の事態への準備は欠かせません。安心して老後の人生を送るためにも、元気なうちから「もしも…」の状況に備えておく必要があります。

また、先の調査では、夫婦ふたりで暮らす高齢者が約697万4000世帯もいるという結果が出ていま

す。高齢者の夫婦ふたり暮らしは、見方を変えれば“おひとりさま予備軍”と言い換えることもできます。それに、近くに娘や息子の家族が住んでいたとしても、何から何まで頼ることは難しいでしょうし、転勤などの事情で家族が遠方に離ればなれになることも十分に考えられます。つまり、誰もがおひとりさまになる可能性があるのです。今号では、高齢者にとって見過ごせない“特別な終活”について取り上げます。6つのチェック項目をご覧になって、ご自身に何が必要なか改めてお考えください。

さあ、次の項目をご自身でチェックしましょう！



Check 1

**介護付有料老人ホームに入居する際に
身元保証人になってくれる人はいますか？**

介護付有料老人ホームに入居したり、病院に入院したりするには**身元保証人**が必要となります。身元保証人の役割は、利用料金支払いを保証する**連帯保証**と、万が一の場合に身柄等を引き受ける**身元引受**の2つです。特に連帯保証は金銭がからむので親族以外には頼みづらく、身元引受は高齢者や遠方にお住まいの親族では緊急時の対応が難しいという問題があります。さらに注意すべきは、例えご夫婦同士であっても、条件(経済力、要介護度、認知症の有無など)によっては身元保証人になれない可能性が少なくないということです。その場合、身元保証を請け負う専門の第三者に委託することができます。

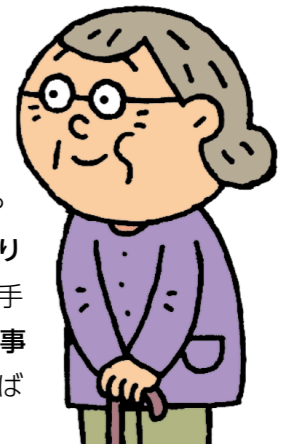
成年後見人は法律上身元保証人になれませんが、既に成年後見人が付いていたり、後述する任意後見契約を締結していれば入居を認める施設もあります。



Check 2

**要介護になったり、病院に入院したときに
事務手続きを頼める人はいますか？**

介護状態になったり、入院したりした場合には、各種の手続きを誰かに頼む必要が生じます。例えば、身体がきかない本人に代わって銀行に行き貯金を下ろす、役所で行政手続きを行う、入院の手続きを行うなどの事務手続きをしてくれる人が必要になるでしょう。いざというときに備えて、信頼できる専門家などの第三者に依頼して、定期的な電話連絡や自宅訪問で安否や生活状況を確認する**見守り契約**や、生活に関する事務手続きを第三者に代行させる**事務委任契約**を結んでおけば安心です。



Check 3

もしも認知症になった場合に安心して財産管理を任せられる人はいますか？

将来、認知症になってしまったら、判断能力が低下したことで悪質商法の被害にあったり、必要のない物を次々と購入してしまったり、家がゴミ屋敷になってしまったりというリスクが考えられます。そこで、注目されるのが**成年後見制度**です。

成年後見人は、判断能力が十分でない本人に代わって法律行為を行うことができます。法定後見を開始するには、4親等内の親族等による家庭裁判所への申し立てが必要です。

もしも、身近に親族等がない場合、本人が事前に第三者と契約を結んで、判断能力が衰えたときのための後見人を委任しておくこと（**任意後見**）もできます。判断能力が低下するまでは、今まで通り契約者本人が自身で財産管理を行い、認知症の進行に応じて後見を開始します。後見人に加えて家庭裁判所が選任した任意後見監督人も付きますので、安心して身上監護・財産管理を任せられます。

Check 4

もしも延命治療を望まない場合、その意思を代弁してくれる人はいますか？

終末期医療を受ける場合、本人の意思確認が難しい状況では、意に反して延命治療が行われることも少なくありません。もしも、延命措置を行わない尊厳死を希望するのなら、あらかじめ**尊厳死宣言書***を作成して第三者に託しておき、もしもの時に医療機関へ伝えてもらう必要があります。いざという段になって家族との意見の相違によるトラブルを防止するためにも、日ごろから自分の希望を家族に話して理解を求めることが大切です。

*尊厳死宣言書は医療機関に対して法的に拘束・強制するものではありません。

Check 5

葬儀・納骨・遺品の整理・行政手続きなど死後の事務手続きを頼める人はいますか？

葬儀や納骨の方法、訃報の連絡先などをきちんとエンディングノートに書き残しておきましょう。死後のさまざまな事務は、一般的には家族等が行うことが多いです。ですが、身近に親族がない場合は、信頼できる第三者と**死後事務委任契約**を結んでおけば、死後に自身の希望を実現してもらえます。委任する内容は葬儀社の手配、関係者への連絡、部屋の片付け、役所への届け出、年金や水道・電気・ガスの停止など多岐に渡ります。

Check 6

死後に相続・財産の処分等を執行してくれる人はいますか？

遺産をどのように分配するのか、きちんと**遺言書**に書いておきましょう。遺言書は「相続に関すること」「財産の処分に関すること」「身分に関すること」について法的拘束力を有する文書で、**自筆証書遺言**と**公正証書遺言**の2種類があります。公正証書遺言は、2人以上の証人立ち会いの下、公証役場で公証人に作成してもらう、もっとも確実な遺言です。生前にきちんと遺言書を残しておけば、死後に不本意な状況を回避できます。例えば、次のようなケースでは特に遺言書を作った方がよいでしょう。「相続人以外に財産を渡したい」「相続割合を自分で決めたい」「子どもがいない」「不動産等、分割困難な財産がある」「再婚して先妻の子と後妻がいる」「死後、家族に負担をかけたくない」。作成した遺言書を確実に実現するためには、遺言書の中で**遺言執行者**を指定することも重要です。



安心して老後の暮らしを送るために 専門家に相談してみましょ

はじめにも申し上げましたが、誰もが“おひとりさま”になる可能性があります。ですから、ここに紹介したような“特別な終活”は、すべての人にとって他人ごとではありえません。自分とは無関係だと決めつけずに、自分の将来に起こりうる切実な問題として、今のうちから真剣に考えておくことが大切です。いざそのときになって困らないように、きちんと備えておきましょう。これらの“特別な終活”を準備するには、高齢者支援を専門とする行政書士

等の有資格者や地域包括支援センター等に相談するなど、信頼できる専門家に協力を依頼するのが得策です。まずは、前述のチェックポイントの中から、自分に必要な内容を選んで契約するのがよいでしょう。より穏やかな老後の生活を送るために、もう一度ご自身の状況を見直してみてもいかがでしょうか。



すべての高齢者が安心して暮らせるように—— “街の法律家”が親身になってサポートします！

「もしも…」の準備、万全ですか？

- ひとり暮らしの方の事務手続きを代行します
- 認知症になった場合、**成年後見人**を務めます
- 施設や病院へ**入居・入院**する際、**身元保証人**を務めます*
- 遺言公正証書**、**尊厳死宣言書**などの作成手続きを行います
- 万が一の場合、**葬儀・納骨・死後事務**を代行します

*一般社団法人高齢者終活支援協会が身元保証人となります。

相談
無料

- 寄付は一切受け取りません
- 高齢者の尊厳を尊重します
- 法令順守を徹底します
- 東京・神奈川・埼玉・千葉に対応します

【無料相談の流れ】

ご予約

お電話にて面談日をご予約ください。出張相談も承ります。

ご相談

お話を伺い、問題解決の方法をご提案します。相談料はいただきません。

お見積り

一般社団法人高齢者終活支援協会
(運営)行政書士キートス法務事務所
MIRAI合同会計事務所

☎042-300-1156

●定休日/土日祝 (事前のご予約で休日も対応可能)

<http://kiitos-legaloffice.com/>



東京都国分寺市南町3-4-19京美ビル2F